

公益社団法人 日本水環境学会
機関誌等広告掲載規程

制定 令和元（2019）年 5 月 29 日

（掲載原則）

第 1 条

公益社団法人 日本水環境学会（以下、本学会）では、会員サービス向上および本学会の活動活性化のため、水環境学会誌、年会講演集、シンポジウム講演集等（以下、機関誌等）への広告掲載を行っている。広告の掲載内容については、広告主の言論・表現の自由は尊重されるべきであるが、公益に資する機関誌等であることを鑑み、その掲載にあたっては、原則を規定する必要がある。掲載原則については、以下のように定める。

広告内容は

- (1) 真実を伝えるものでなければならない。
- (2) 機関誌等の品位を損なうものであってはならない。
- (3) 関係諸法規に違反するものであってはならない。

（責任の所在）

第 2 条

広告内容に関わる責任は、すべて広告主にあるものとし、広告主は広告内容によって生じたすべての損害に対する賠償の責任を負い、本学会にいかなる損害も与えないものとする。

（掲載基準）

第 3 条

以下の内容のものは掲載しない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの。
- (2) 内容が不明確なもの。
- (3) 虚偽または誤認される恐れがあるもの。誤認される恐れがあるものとは、次のようなものをいう
 - 1) (本文との類似) 機関誌等の本文と取り違えられるようなまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - 2) (過剰な表現) 実際のものより優位または有利であるような表現。
 - 3) (疑似的な権威の表現) 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを利用して権威づけようとするもの。
 - 4) (不正確性) 表記すべき事項を表記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。

- 5)比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けが無いもの。ただし、特定の製品、技術、制度と比較するものは掲載しない。
- 6)本学会の許可無く、本学会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 7)社会秩序を乱す表現のもの。
- 8)非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与える恐れあるもの。
- 9)名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現もの。
- 10)写真、氏名、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
- 11)会員募集、代理店募集、内職・副業募集など、発信する内容としてふさわしくないもの（会員に向けた説明会開催については可）。
- 12)謝罪・釈明などの広告で、事前に本学会側の上承を書面にて得ていないもの。
- 13)その他、本学会の広報委員会が掲載を不相当と判断したもの。

（規程の改廃）

第4条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1. この規程は、本学会のホームページにおいて公開する。
2. この規程は、令和元（2019）年5月29日から施行する。